

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日の翌日に、  
日曜日は、  
休日を  
がとる  
日の翌  
当たりの)

## 目 次

◇規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (職員課)

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)  
鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (水産課)  
鳥取県立境港水産会館管理規則を廃止する規則 (シ)

### 公布された規則のあらまし

◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

- 一 鳥取県環境美化の促進に関する条例に基づく事務処理権限を定めることとした。
- 二 県立境港水産会館の廃止に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成九年七月一日から施行することとした。

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正

- 1 岩井長者寮の使用料に係る経済的事情による区分のうちD階層又は十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲を四百九万三千二百一十円以上(現行 四百二十万二千四百一十円以上)とするとともに、当該使用料の額を原則として九百八十円引き上げることとした。
- 2 暖房期間中の使用料の額に加算する額を二千八百十円(現行 二千三百三十円)に改めることとした。

二 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正

- 1 福原荘の使用料に係る経済的事情による区分のうちD階層又は十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲を四百九万三千二百一十円以上(現行 四百二十万二千四百一十円以上)とするとともに、当該使用料の額を原則として九百八十円引き上げることとした。
- 2 暖房期間中の使用料の額に加算する額を二千八百十円(現行 二千三百三十円)に改めることとした。
- 三 この規則は、平成九年七月一日から施行することとした。

◇鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 利子補給金の交付の対象となる漁業近代化資金の種類に次の資金を加える等内容の拡充を図ることとした。
  - (一) 密漁の監視に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金
  - (二) 水産業労働力確保施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十七号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成八年四月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二廃棄物対策課の項に次の一号を加える。

七 鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年6月鳥取県条例第15号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第10条第1項（同条例第5項において準用する場合を含む。）の規定による環境美化促進地区の指定等	○				
	2 同条例第10条第3項（同条例第5項において準用する場合を含む。）の規定による環境美化促進地区の指定等の申出の要請	○				
	3 同条例第13条第2項の規定による市町村長の指導に従うべきことの勸告	○				

別表第二農林水産部共通の項第五号中

2 水産会館に係る予算の執行に関する事務						○	境港水産事務所長
3 水産物地方卸売市場に係る予算の執行に関する事務						○	境港水産事務所長

物地方卸売市場に係る予算の執行に関する事務						○	境港水産事務所長
-----------------------	--	--	--	--	--	---	----------

に改め、同表水産課の項

中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とする。

附 則

この規則は、平成九年七月一日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十八号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

（鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正）

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号）の一

部を次のように改正する。

附則別表A階層の項中「六〇、一九〇円」を「六一、一七〇円」に、「五九、一九〇円」を「六〇、一七〇円」に改め、同表B階層の項中「六五、一九〇円」を「六六、一七〇円」に、「六四、一九〇円」を「六五、一七〇円」に改め、同表C一階層の項中「七〇、一九〇円」を「七一、一七〇円」に、「六九、一九〇円」を「七〇、一七〇円」に改め、同表C二階層の項中「七五、一九〇円」を「七六、一七〇円」に、「七四、一九〇円」を「七五、一七〇円」に改め、同表C三階層の項中「八〇、一九〇円」を「八一、一七〇円」に、「七九、一九〇円」を「八〇、一七〇円」に改め、同表C四階層の項中「八五、一九〇円」を「八六、一七〇円」に、「八四、一九〇円」を「八五、一七〇円」に改め、同表C五階層の項中「九〇、一九〇円」を「九一、一七〇円」に、「八九、一九〇円」を「九〇、一七〇円」に改め、同表C六階層の項中「九五、一九〇円」を「九六、一七〇円」に、「九四、一九〇円」を「九五、一七〇円」に改め、同表C七階層の項中「一〇〇、一九〇円」を「一〇一、一七〇円」に、「九九、一九〇円」を「一〇〇、一七〇円」に改め、同表C八階層の項中「一〇五、一九〇円」を「一〇六、一七〇円」に、「一〇四、一九〇円」を「一〇五、一七〇円」に改め、同表C九階層の項中「一一〇、一九〇円」を「一一一、一七〇円」に、「一〇九、一九〇円」を「一一〇、一七〇円」に改め、同表C十階層の項中「一一五、一九〇円」を「一一六、一七〇円」に、「一一四、一九〇円」を「一一五、一七〇円」に改め、同表D階層の項中「四、〇三二、四〇一円」を「四、〇九〇、三三二円」に、「一五九、一〇〇円」を「一六〇、八三〇円」に、「一五八、一〇〇円」を「一五九、八三〇円」に改め、同表の備考4中「二、一三〇円」を「二、一八〇円」に改める。

別表一階層の項中「六〇、一九〇円」を「六一、一七〇円」に、「五九、一九〇円」を「六〇、一七〇円」に改め、同表二階層の項中「六三、一九〇円」を「六四、一七〇円」に、「六二、一九〇円」を「六三、一七〇円」に改め、同表三階層の項中「六六、一九〇円」を「六七、一七〇円」に、「六五、一九〇円」を「六六、一七〇円」に改め、同表四階層の項中「六九、一九〇円」を「七〇、一七〇円」に、「六八、一九〇円」を「六九、一七〇円」に改め、同表五階層の項中「七二、一九〇円」を「七

三、一七〇円」に、「七一、一九〇円」を「七二、一七〇円」に改め、同表六階層の項中「七五、一九〇円」を「七六、一七〇円」に、「七四、一九〇円」を「七五、一七〇円」に改め、同表七階層の項中「八〇、一九〇円」を「八一、一七〇円」に、「七九、一九〇円」を「八〇、一七〇円」に改め、同表八階層の項中「八五、一九〇円」を「八六、一七〇円」に、「八四、一九〇円」を「八五、一七〇円」に改め、同表九階層の項中「九〇、一九〇円」を「九一、一七〇円」に、「八九、一九〇円」を「九〇、一七〇円」に改め、同表十階層の項中「九五、一九〇円」を「九六、一七〇円」に、「九四、一九〇円」を「九五、一七〇円」に改め、同表十一階層の項中「一〇〇、一九〇円」を「一〇一、一七〇円」に、「九九、一九〇円」を「一〇〇、一七〇円」に改め、同表十二階層の項中「一〇七、一九〇円」を「一〇八、一七〇円」に、「一〇六、一九〇円」を「一〇七、一七〇円」に改め、同表十三階層の項中「一一四、一九〇円」を「一一五、一七〇円」に、「一一三、一九〇円」を「一一四、一七〇円」に改め、同表十四階層の項中「一二二、一九〇円」を「一二三、一七〇円」に、「一二〇、一九〇円」を「一二一、一七〇円」に改め、同表十五階層の項中「一二八、一九〇円」を「一二九、一七〇円」に、「一二七、一九〇円」を「一二八、一七〇円」に改め、同表十六階層の項中「一三五、一九〇円」を「一三六、一七〇円」に、「一三四、一九〇円」を「一三五、一七〇円」に改め、同表十七階層の項中「四、〇三二、四〇〇円」を「四、〇九〇、三三二円」に、「一五七、五九〇円」を「一六〇、二七〇円」に、「一五六、五九〇円」を「一五九、二七〇円」に改め、同表十八階層の項中「四、〇三二、四〇一円」を「四、〇九〇、三三二円」に、「一五九、一〇〇円」を「一六〇、八三〇円」に、「一五八、一〇〇円」を「一五九、八三〇円」に改め、同表の備考4中「二、一三〇円」を「二、一八〇円」に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則別表A階層の項中「六〇、一九〇円」を「六一、一七〇円」に、「五九、一九〇円」を「六〇、一七〇円」に改め、同表B階層の項中「六五、一九〇円」を「六六、

一七〇円」に、「六四、一九〇円」を「六五、一七〇円」に改め、同表C一階層の項中「七〇、一九〇円」を「七一、一七〇円」に、「六九、一九〇円」を「七〇、一七〇円」に改め、同表C二階層の項中「七五、一九〇円」を「七六、一七〇円」に、「七四、一九〇円」を「七五、一七〇円」に改め、同表C三階層の項中「八〇、一九〇円」を「八一、一七〇円」に、「七九、一九〇円」を「八〇、一七〇円」に改め、同表C四階層の項中「八五、一九〇円」を「八六、一七〇円」に、「八四、一九〇円」を「八五、一七〇円」に改め、同表C五階層の項中「九〇、一九〇円」を「九一、一七〇円」に、「八九、一九〇円」を「九〇、一七〇円」に改め、同表C六階層の項中「九五、一九〇円」を「九六、一七〇円」に、「九四、一九〇円」を「九五、一七〇円」に改め、同表C七階層の項中「一〇〇、一九〇円」を「一〇一、一七〇円」に、「九九、一九〇円」を「一〇〇、一七〇円」に改め、同表C八階層の項中「一〇五、一九〇円」を「一〇六、一七〇円」に、「一〇四、一九〇円」を「一〇五、一七〇円」に改め、同表C九階層の項中「一一〇、一九〇円」を「一一一、一七〇円」に、「一〇九、一九〇円」を「一一〇、一七〇円」に改め、同表C十階層の項中「一一五、一九〇円」を「一一六、一七〇円」に、「一一四、一九〇円」を「一一五、一七〇円」に改め、同表D階層の項中「四、〇二二、四〇二円」を「四、〇九〇、三三二円」に、「一五八、八〇〇円」を「一六〇、六〇〇円」に、「一五七、八〇〇円」を「一五九、六〇〇円」に改め、同表の備考4中「二、一三〇円」を「二、一八〇円」に改める。

別表二階層の項中「六〇、一九〇円」を「六一、一七〇円」に、「五九、一九〇円」を「六〇、一七〇円」に改め、同表二階層の項中「六三、一九〇円」を「六四、一七〇円」に、「六二、一九〇円」を「六三、一七〇円」に改め、同表三階層の項中「六六、一九〇円」を「六七、一七〇円」に、「六五、一九〇円」を「六六、一七〇円」に改め、同表四階層の項中「六九、一九〇円」を「七〇、一七〇円」に、「六八、一九〇円」を「六九、一七〇円」に改め、同表五階層の項中「七二、一九〇円」を「七三、一七〇円」に、「七一、一九〇円」を「七二、一七〇円」に改め、同表六階層の項中「七五、一九〇円」を「七六、一七〇円」に、「七四、一九〇円」を「七五、一七〇円」に改め、同表七階層の項中「八〇、一九〇円」を「八一、一七〇円」に、

「七九、一九〇円」を「八〇、一七〇円」に改め、同表八階層の項中「八五、一九〇円」を「八六、一七〇円」に、「八四、一九〇円」を「八五、一七〇円」に改め、同表九階層の項中「九〇、一九〇円」を「九一、一七〇円」に、「八九、一九〇円」を「九〇、一七〇円」に改め、同表十階層の項中「九五、一九〇円」を「九六、一七〇円」に、「九四、一九〇円」を「九五、一七〇円」に改め、同表十一階層の項中「一〇〇、一九〇円」を「一〇一、一七〇円」に、「九九、一九〇円」を「一〇〇、一七〇円」に改め、同表十二階層の項中「一〇七、一九〇円」を「一〇八、一七〇円」に、「一〇六、一九〇円」を「一〇七、一七〇円」に改め、同表十三階層の項中「一一四、一九〇円」を「一一五、一七〇円」に、「一一三、一九〇円」を「一一四、一七〇円」に改め、同表十四階層の項中「一二二、一九〇円」を「一二三、一七〇円」に、「一二〇、一九〇円」を「一二二、一七〇円」に改め、同表十五階層の項中「一二八、一九〇円」を「一二九、一七〇円」に、「一二七、一九〇円」を「一二八、一七〇円」に改め、同表十六階層の項中「一三五、一九〇円」を「一三六、一七〇円」に、「一三四、一九〇円」を「一三五、一七〇円」に改め、同表十七階層の項中「四、〇三三、四〇〇円」を「四、〇九〇、三三二円」に、「一五七、五九〇円」を「一六〇、二七〇円」に、「一五六、五九〇円」を「一五九、二七〇円」に改め、同表十八階層の項中「四、〇三三、四〇二円」を「四、〇九〇、三三二円」に、「一五八、八〇〇円」を「一六〇、六〇〇円」に、「一五七、八〇〇円」を「一五九、六〇〇円」に改め、同表の備考4中「二、一三〇円」を「二、一八〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成九年七月一日から施行する。

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十九号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「利子補給率等」を「利子補給率」に改める。

別表第三号中、「第五号若しくは第六号」を「若しくは第五号」に改め、同表第八号中「又は漁業協同組合が信用事業の機械化に必要な機器の購入又は設置に必要な資金」を「漁業協同組合が経済事業及び信用事業の強化を図るための事務の合理化に必要な機器の購入若しくは設置に必要な資金、密漁の監視に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金又は水産業労働力確保施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立境港水産会館管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成九年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十号

鳥取県立境港水産会館管理規則を廃止する規則

鳥取県立境港水産会館管理規則（昭和三十七年九月鳥取県規則第四十八号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成九年七月一日から施行する。

（鳥取県行政組織規則の一部改正）

2 鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

「第十五款の二 水産事務所（第四百四十五条の二―第四百四十五条の四）

第十六款 水産試験場（第四百四十六条―第四百四十八条）

第十七款 栽培漁業センター（第四百四十九条・第五百十条）

第十八款 水産会館（第五百十一条・第五百十二条）

「第十六款 水産事務所（第四百四十五条の二―第四百四十七条）

第十七款 水産試験場（第四百四十八条―第五百十条）に改める。

第十八款 栽培漁業センター（第五百十一条・第五百十二条）」

第十二条水産課の項第十五号中「水産会館」を削る。

第四章第七節第十八款を削り、同節第十七款中第五百十条を第五百十二条とし、第四百九条を第五百十一条とし、同款を同節第十八款とし、同節第十六款中第四百四十八条を第五百十条とし、第四百四十七条を第四百四十九条とし、第四百四十六条を第四百四十八条とし、同款を同節第十七款とし、同節第十五款の二中第四百四十五条の四を第四百四十七条とし、第四百四十五条の三を第四百四十六条とし、同款を同節第十六款とする。

を